

平成 28 年度新宿区外部評価委員会 第 3 回会議要旨

＜開催日＞

平成 28 年 5 月 30 日（月）

＜場所＞

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

＜出席者＞

外部評価委員（15 名）

名和田会長、薬袋副会長、山本部長、青野委員、犬塚委員、荻野委員、小池委員、小菅委員、小林委員、鶴巻委員、野澤委員、林委員、藤岡委員、鱒沢委員、安井委員
事務局（5 名）

小泉行政管理課長、池田主査、三枝主査、榎本主任、杉山主任
説明者（1 名）

財政課長

＜開会＞

【会長】

ただいまより、第3回新宿区外部評価委員会を始めます。

本日の委員会は、平成28年度の外部評価委員会の評価方針の決定を行った後、区の財政について財政課長から説明をいただきます。

それでは次第の1に入ります。「平成28年度の外部評価委員会の評価方針について」という次第です。

まず、今年度の行政評価全体のスケジュールや評価を実施する事業について、改めて確認をした後、評価シートについて事務局から説明を受けます。そして、外部評価事業別チェックシートの様式等について確認を行います。

では、事務局からまず説明をお願いします。

【事務局】

では、事務局から説明をさせていただきます。

第1回、第2回と事務局からご説明させていただきました。第1回は行政評価制度についての総論部分、第2回は各論部分についてお話ししましたが、今回は、平成28年度の具体的な評価の進め方について、主に説明をさせていただきたいと思います。内部評価シートの見方やヒアリングの進め方についてご説明いたしまして、今年度はこういう形で評価を進めていくということで、評価方針（案）について皆様に決定をしていただきたいと思います。

本日の説明に当たり、資料11「外部評価委員会の評価方針（案）」をご用意させていただきましたので、こちらをご覧ください。基本的には平成28年度の評価方針（案）になるのですが、平成28年度の評価方針の決定には、平成29年度の実施内容も大きく関わってきますので、2年間の進め方の中で平成29年度のことについても触れています。

まず、2年間の進め方についてです。平成28年度ですが、平成28年度は主に二つのことを行っていました。一つが外部評価の実施、もう一つが行政評価の手法等の検証です。

まず一つ目の外部評価の実施ですが、第二次実行計画の最終年度である平成27年度分の評価を行います。第二次実行計画全体を通じた振り返り評価となりますので、ほぼ全事業、84事業について評価を行います。評価する事業は、資料6「平成28・29年度評価対象 計画事業一覧」に記載の事業です。評価に当たっては、部会ごとに分かれて評価を進めていただきます。

年度の前半で外部評価を実施していただきますが、年度の後半では、行政評価の手法等の検証を行っていただきます。こちらは、区長の諮問に基づき、行政評価の手法等について検証・審議を行うものであり、年度の後半になりましたら、改めて区長のほうから諮問させていただきます。

平成29年度ですが、平成28年度と同じく、外部評価の実施と行政評価の手法等の検証を行っていただきます。

外部評価の実施ですが、第三次実行計画の初年度である平成28年度分の評価を行っていただきます。平成29年度は、平成30年度以降の新しい実行計画の策定の年にも当たりますので、実行計画の策定に評価結果をいかすべく、ほぼ全事業である99事業について評価を行っていただきます。こちらの評価対象事業は、資料6に記載がございます。

行政評価の手法等の検証ですが、平成28年度に引き続き、行政評価の手法等について検証、審議し、区長の諮問に答える形で答申をしていただくという流れになっています。

外部評価の実施については、それぞれ、単年度ごとの取組になっているのですが、行政評価の手法等の検証については、2か年を通じた取組になっています。このような形で2年間を進めていただきたいと思います。

次に、評価の進め方についてです。前回、一つの事業を例にとって評価の流れとポイントについてご説明しましたが、手順を細分化して、資料11「外部評価委員会の評価方針（案）」の「2 評価の進め方」の（1）から（5）でお示ししました。

まず、「（1）内部評価等の確認」です。まず、皆様に行っていただくのが内部評価シートの確認になります。内部評価を外部評価するという性質によるもので、内部評価シートをまずよく読んでいただいて、その事業を理解していただきます。

内部評価シートについては、今回詳しくご説明させていただくことにします。資料12「内部評価シート記載例」をご覧ください。

こちらですが、内部評価の実施に当たり、行政管理課から各部に評価方法についての作成依頼を行っていますが、その際に使用した内部評価シートの記載例を分かりやすく整えたものです。

内部評価実施結果報告書の場合、一つの事業が見開きで見られるようになっていて、それぞれ左ページ、右ページとなっているのですが、こちらの内部評価シート記載例のほうは1枚目が左ページ、2枚目が右ページとなっており、左ページで分析をして、右ページで評価や今後の取組方針を出すという構成になっています。

1ページの上に、基本目標、個別目標、基本施策、計画事業番号と計画事業名の記載がございます。こちらが、この計画事業がどの施策の体系に位置付けられているかというものを示しているものです。施策体系については、第二次実行計画の施策体系表をご参照ください。

次に、右上に関係法令等欄がございます。こちらですが、外部評価委員会の意見を踏まえ、平成27年度から新たに設けた項目です。こちらは、当該事業の関係する条例や個別計画等を原則として漏れなく記入するということになっています。これは根拠法令ではなく関係する法令ということですので、根拠よりも更に幅広く解釈をしていますので、事業によってはかなり多くの法令が記載されます。書き切れない場合などについては、選別をして記入するようになっています。今回、事務局から各部に対して、こちらの記載について相当のお願いをしていますので、前回に比べて記載が充実しています。もし、その内部評価シートの記載などが分かりにくければ、関係法令等欄を当たっていただければ何かしらのヒントになるかと思います。

その関係法令等欄の下に、事業開始欄がございます。こちらですが、事業を開始した年度を記入するものです。ただ、この事業については実行計画の見直し等に合わせて事業が枝分かれたり、統合したりということがございますので、当該事業の主要な部分に着目して、その事業が開始した年度を記入するということにしています。正確な年度が分からなければ、平成何年度頃、不明としています。

続いて、目的欄です。こちらですが、この事業の目的を記入する欄です。この事業を実施することによって、どういったことを達成したいかといったことが記入されています。

その下は、手段欄、27年度の主な実施内容等欄になります。左側の手段欄ですが、こちらは枝事業ごとに実行計画期間の4年間の事業内容を具体的に記入するようにしています。枝事業が3事業あれば3段を使って、それぞれ記入するようにしています。

この枝事業という概念ですが、計画事業によっては、更に事業が枝分かれているものがあります。いくつか関連している事業を枝事業として一つの計画事業を構成しているという場合があって、そういう場合は、枝事業ごとに手段と27年度の主な実施内容を分析することになっています。以前は、枝事業もまとめて一つのものとして分析をしていたのですが、枝事業があるのであれば、それぞれ分けて分析をしたほうがより分かりやすいだろうということで、第二次実行計画の評価からこのような手法を導入しています。

手段欄が実行計画期間の4年間の手段内容を記入するところになりますが、その右隣の27年度の主な実施内容等欄は、単年度の実施内容を分析するところです。サービスの負担、担い手、実施内容、それぞれについて分析することになっています。

まず、サービスの負担ですが、この事業がどういった負担によって成り立っているのかを分析します。税負担で行っているのか。受益者負担を導入しているのか。例えばそのサービスな

どを享受している方が使用料なり手数料なりといった費用負担をしているかどうか。もしそういうものがあれば、受益者負担にチェックが入るようになります。ボランティア等を導入しているのか。つまり、この事業がボランティア的活動によって支えられているのかということです。その他欄ですが、いずれにも該当しないが、更に負担があるといった場合にはこちらにもチェックが入ります。

担い手欄ですが、サービスの担い手、つまりサービスを提供する主体を二つまで選択ということにしています。まず行政、これは恐らく必然のものになります。ほかにも、民間事業者、地域組織、NPO、その他といった選択肢を設けています。

実施内容欄ですが、平成27年度の実施内容を簡潔に記入することとしています。具体的な実施内容については2ページの下の進捗状況・今後の取組方針のところに27年度の実際取組欄がありますが、こちらのほうに詳しく実施内容を記入しています。

次に、目標設定欄です。その事業の進捗などの成果を測るものを目標・指標として、各計画事業について全て目標を設定しています。

目標設定のルールですが、枝事業ごとに成果指標を記入、成果指標が全くなければ活動指標を記入、枝事業一つにつき少なくとも一つの指標を記入ということにしています。

この成果指標、活動指標ですが、前回の会長の講義でも説明がございましたが、活動指標は、事務事業として何をどれだけ実施したかを示すものです。成果指標は、活動の結果、目的に照らしてどのような成果があったかを示すものです。基本的には、成果指標のほうがより好ましいものとして目標設定をしているのですが、全ての事業について成果指標の設定が可能かというと、なかなか難しいところもございますので、そうした事業については活動指標を設定しています。

例えば、啓発講座を実施したとして、その参加人数や実施回数は活動指標に当たりますが、啓発講座によって何らかの認識度の向上が得られたといった場合、その認識度が成果指標に当たります。

目標・指標については、指標名、定義、目標水準をそれぞれ設定しており、単年度の実績を記載しています。今年度は第二次実行計画期間の最終年度である平成27年度の実績を記入していますので、この実行計画期間内の達成状況も確認できるようになっています。

その下の事業経費欄ですが、各年度の事業経費が記入されています。一般財源、特定財源、一般財源投入率。事業経費、当初予算額、当初予算額から見た執行率。予算現額、予算現額から見た執行率を記載しています。

一番下に、担当する常勤職員、担当する非常勤職員欄があります。こちらは、どのくらいの職員の負担がかかっているかというのを表しているものです。1人の職員が年間を通じて一つの事業だけを担当するということはほとんどなく、1人の職員が複数の事業を掛け持ちして行っている場合がほとんどです。そうした場合、例えば1人の職員が二つの事業をそれぞれ同じ負担割合で行っている場合、0.5人、0.5人と割合と考えます。さらに、一つの事業について複数の職員が関わっていることも当然ございますので、そうした事情を勘案して、この事業にど

のくらいの職員の負担がかかっているのかを小数点第2位まで表示しています。

以上が1ページの分析になります。

続いて、2ページについてご説明します。こちらは、1ページの分析に基づいて評価して、その評価に基づいて今後の取組方針を示しています。

まず、評価です。サービスの負担と担い手、適切な目標設定欄は「適切」あるいは「改善が必要」、効果的・効率的な視点欄は「効果的・効率的」あるいは「改善が必要」、目的の達成度欄は「達成度が高い」あるいは「達成度が低い」という2択の評価をしています。

この四つの視点の評価を踏まえて、総合評価を行っています。こちらは「計画以上」、「計画どおり」、「計画以下」の3択になっています。

それぞれ評価をして、なぜそのように評価したかを、その右の評価の理由欄に記載しています。

まず、サービスの負担と担い手ですが、先ほどの1ページのサービスの負担と担い手の観点に基づいて、適正な対応がとられているかを分析し、評価します。いわゆる行政と民間との役割分担について評価するところであり、現在の行政の関与の度合いが適切かどうか。例えば、委託や指定管理者制度の採用状況、受益者負担や協働の導入状況を1ページで分析した結果、それが妥当であるかどうかを判断するところです。

次に、適切な目標設定です。こちらは1ページの目標設定について評価するものです。適切な目標設定であるかどうか分析し、評価をするということです。今回評価するのが第二次実行計画の最終年度の評価ですが、既に第三次実行計画がスタートしています。よって、第三次実行計画において既に新しい指標が立てられている場合もあります。

第三次実行計画の指標ですが、新宿区第三次実行計画の111ページに、計画事業の主な指標が掲載されていますので、今回評価していただくに当たって、併せてこちらをご確認いただくと、非常に参考になるかと思います。

また、第二次実行計画から第三次実行計画の移行に当たって、事業の枠組みなどが変わっており、計画事業番号などで対照できないようになっています。このため、第二次実行計画から第三次実行計画の移行状況については、第三次実行計画の155ページに、第二次実行計画との関連表が掲載されていますので、併せてご覧ください。

次に、効果的・効率的な視点です。費用対効果という観点から、効果的・効率的に事業が行われているか分析し、評価するということで、1ページでいきますと、例えば手段欄など27年度の主な実施内容等を分析して、この事業が効果的・効率的に行われているかどうかを評価する欄です。

目的（目標水準）の達成度ですが、1ページの目標設定の達成状況と対応しているものです。目的や意図する成果に対して、それが達成できているか分析し、評価します。指標の達成度から評価を判断するため、達成できない項目があれば原則として「達成度が低い」となり、この場合、達成できなかった理由の説明を記入します。なお、一部の指標について達成できていなくても、目的や意図する成果に対して「達成度が高い」と評価できる特別な事情がある場合に

は、必ずその内容を記入するとしています。ただ、一部の指標について達成できていなくても、ほかの事情から見て「達成度が高い」と評価できる場合は、「達成度が高い」とすることもできるとしています。その場合については、なぜそのように評価したのかを評価の理由欄で詳しく説明するようにしています。そういう事業がある場合には、評価の理由を詳しく見ていただくとよろしいかと思います。

以上が四つの評価の視点になるのですが、その四つの視点を踏まえた総合評価は、四つの視点及び計画事業の進捗状況を踏まえ、平成27年度の事業の実績の総合評価を実施することとしています。先ほどの四つの視点による評価が「改善が必要」、「達成度が低い」である場合、あるいは指標の当該年度の目標が達成されていない場合は、原則として「計画以下」となります。ただし、こちらも原則であり、それでも「計画どおり」、「計画以上」とする場合は、その理由を十分に説明することとしています。こちらも、そのような事業については、評価の理由欄を特に詳しく見ていただくとよろしいかと思います。

また、執行率が7割に満たない場合は、その理由を記入し、そのことを踏まえて総合評価を実施しています。ただ、現時点では平成27年度の歳入歳出が確定していない事業もあるので、事業によっては平成27年度の事業経費が空欄になっているものもあります。この点については、見込みで書いているものです。

以上が通年の評価の部分です。その下が第二次実行計画期間を通じた分析・評価欄になっています。こちらは、今回の評価に当たって新たに設けた項目です。今回は第二次実行計画期間を通じた振り返りの評価となりますので、第二次実行計画期間中の成果や年度別の総合評価などを踏まえて、第二次実行計画期間における総合評価を出しています。こちらについては、「計画以上」、「計画どおり」、「計画以下」の3択であり、その評価理由を記入しています。

そして、進捗状況・今後の取組方針欄です。こちらですが、27年度の実際の実績には、左ページの27年度の主な実施内容等のところで簡潔に記入した単年度の実施内容を具体的に説明しています。

この27年度の実際の実績を受けて、新たな課題として何があったのかというところが、新たな課題欄になります。27年度の実際の実績を通じて明らかになった事業の課題を記入しているものです。

それを受けて、28年度の事業の方向性を打ち出しています。「継続」から「その他」までを選択し、その取組方針の内容を具体的に記入しています。この方向性ですが、第三次実行計画155ページの第二次実行計画との関連表に、各事業の方向性が示されていますので、併せてご覧ください。

方向性の選択肢が、「継続」から「その他」まであるのですが、今回、「その他」を選択している事業が多くあります。この「その他」ですが、例えば、経常事業化や、複数の方向性を併せ持っているものは全て「その他」と区分しています。「その他」の内容については取組方針の説明の中で詳しく記入していますので、そちらをご確認ください。

以上が、内部評価シートの説明です。こちらをよく読んでいただいた上で、ヒアリングに臨

んでいただきたいと思います。

資料11にお戻りいただきまして、今、私が説明したのが、「2 評価の進め方」の「(1) 内部評価等の確認」の「①内部評価シート」のところです。まず、確認していただくのは内部評価シートになりますが、「②過去の評価結果」ということで、余力があればこちらも確認していただけると、評価の継続性が保たれるものと思います。ただ、今までの評価を全て確認するというのは非常に困難ですので、前年度の評価結果についてご確認いただければよろしいかと思います。前年度の評価結果については、皆様に平成27年度の行政評価関係の報告書をお渡ししましたので、こちらを適宜ご確認いただければと思います。基本的には、内部評価シートの確認が主になります。

続いて、「(2) ヒアリング等の実施」です。まず、「①ヒアリング」ですが、全ての評価対象事業についてヒアリングを実施します。原則として、1事業につき30分ヒアリング時間を設けています。所管課長による事業説明は10分程度で、残りを質疑応答の時間にさせていただきます。

ほとんどの事業について30分で設定しているのですが、中にはヒアリング時間を短くしたり長くしたりしている事業があります。例えば、計画事業78「歌舞伎町地区のまちづくり推進」は、枝事業が七つあり、非常にボリュームの大きい事業になっていますので、今回1時間で設定させていただきました。

ほかにも、第2部会、第3部会の第1回目にヒアリングする事業は、それぞれ25分で設定させていただいています。5日間で全ての事業をヒアリングするために、1回目だけ1事業25分としています。同じ所管課長の説明が続きますので、時間の調整がしやすいかと思います。

ここで、お話しさせていただきたいのが体系説明のことです。前年度は、ヒアリングの冒頭で、事務局から、その計画事業がどの基本目標、個別目標、基本施策に位置付けられているかということを説明させていただきました。これは、区の施策における事業の位置付けが分からないということで、事務局から簡略な体系説明をさせていただいたものです。今期は、第1回目において、施策の体系について詳しく説明させていただいており、また、関係法令等欄についても記述を充実させていますので、今回は体系説明を省略させていただき、その分、質疑応答を充実したほうがよろしいかと思います。体系説明が必要かどうかは、皆様にお諮りさせていただいて決定をしていただければと思います。

ヒアリングの補足措置として「②文書質問」があります。ヒアリングは全ての事業について行いますが、文書質問は任意です。ヒアリングにおける質疑応答の補足として、文書質問を行うことができます。ヒアリングで聞き逃したものがあれば、後日、文書によって行政管理課を通じて質問ができます。前期の委員の中には、事前に質問を出して、ヒアリングの際に所管課長から口頭で回答をもらうという取組を行っていました。もし、事前に質問を行いたいということがあれば、ヒアリング前に事務局まで提出していただければ、所管課へ質問を送り、ヒアリング当日に所管課長から口頭で回答いたします。あくまでも任意の取組であり、分からないことがある、あるいはヒアリング前に論点を明確にしておきたいということがあれば、この文

書質問をご活用いただければと思います。

「(1) 内部評価等の確認」、「(2) ヒアリング等の実施」を踏まえ、「(3) 個人としての評価」を行います。こちらは、外部評価事業別チェックシートを用いて、個人としての評価を行うものです。区が実施した内部評価が妥当かどうかの評価であり、事業の要・不要を評価するものではありません。

外部評価事業別チェックシートですが、資料13「外部評価事業別チェックシート（案）」としてご提示させていただくものです。こちらですが、前期から引き続き使用してきたチェックシートです。左に内部評価の記載があり、その内部評価に対して外部評価をするということで、「適当である」、「適当でない」の2択の評価としています。そして、評価の理由も書いていただくものです。一番下には、協働の視点による評価やその他意見欄を用意しており、必要に応じて記入をしていただくことになります。

この評価の理由や意見については、趣旨を明確に分かりやすく記入をしてください。その後の部会の取りまとめの中で、皆様にご記入いただいた意見は、ほかの委員もご覧になります。そのため、分かりやすくご記入をお願いします。

評価の理由ですが、必ず全て書かなければならないものではありませんが、「適当でない」と評価する場合には、必ずそのように評価した理由を記入してください。

また、今回は第二次実行計画の振り返りの評価になりますので、第二次実行計画期間における総合評価については必ずその評価の理由を記入していただき、何らかのご意見をいただければと思っています。

先ほど申し上げましたとおり、協働の視点による評価やその他意見については、任意で書くものです。協働の視点による評価ですが、前期まで協働に関しては非常に大きいテーマとして委員会の中で取り扱っていただきました。ですので、このような意見欄を設けて、もしご意見があれば記載していただくようにしています。また、その他意見欄ですが、この事業について、評価に関連することなく何か意見を述べたいということがありましたので、そういった場合にはその他意見欄を活用していただいて、評価の枠外とはなりますが、自由意見を書いていただくこともできます。

ですので、このようなチェックシートをお使いいただき、個人としての評価を出していただくということがあります。

個人としての評価を出していただいた後、「(4) 部会としての評価」があります。個人としての評価を基に、部会ごとに審議し、部会としての評価結果を出していくのですが、この部会での取りまとめについては、各委員に作成していただいたチェックシートを事務局で一覧表にまとめたものを基に部会での取りまとめの審議を行っていただきます。

部会としての評価が固まった後は、「(5) 委員会としての評価」ということで、部会としての評価を委員会としての評価とするかどうか、委員会全体で審議をして評価結果を確定させます。こちらが10月の全体会の内容になります。そして、評価結果を区長に報告していただきます。

最後に、評価に当たっての留意事項として、外部評価三原則を設定させていただきました。

第1回、第2回、第3回と、相当な量の説明をさせていただきましたので、これだけは忘れないでいてほしいというものを三つ挙げているものです。

一つ目に、「(1) 内部評価を外部評価する」ということです。内部評価を踏まえ、区民の視点、つまり生活者としての視点、サービスの受け手としての視点、協働の相手方としての視点、専門家としての視点などに立って評価を行います。事業そのものについて評価を行うのではなく、内部評価を評価します。

二つ目に、「(2) 評価の理由や意見を明確にする」ということです。行政評価の目的の一つに、説明責任を果たすということがあります。内部評価はもちろん、外部評価においても、評価を行うに当たっては自分の意見等を明確にし、分かりやすく伝えるようにしてください。特に、「適当でない」と評価する場合には、必ず評価の理由を明らかにしてください。

三つ目に、「責任と思いやりを持つ」ということです。この点は前回の委員会でご発言があった点です。本委員会は原則として会議を公開としています。本委員会における発言は全て公であることを意識し、責任を持った発言をお願いします。また、本委員会の議事は、最終的には出席委員の過半数をもって決することになっています。これは条例上の規定です。しかし、これまで本委員会では、十分な議論のもと、全体の合意を得た一つの結論を導き出してきました。議論に当たっては、自分の意見を主張することも大切ですが、相手の意見を真摯に受けとめ、尊重し、互いに協力して全体としての一つの結論をつくり上げることが大切です。互いを思いやった有益な意見のキャッチボールをお願いします。

以上の三つについては、たくさんご説明をした中でも忘れずにいていただければと思います。

このような形で評価を行うことについて、外部評価事業別チェックシート案や体系説明のことも含めて、全体でご審議をいただいて、決定していただければと思います。

事務局の説明は以上です。

【会長】

ありがとうございます。

外部評価事業別チェックシートを含め、平成28年度の評価方針を本日決定しますが、それに当たって、何か質問等があればお願いします。

【委員】

内部評価シートの事業経費の項目の担当する職員数ですが、何を基準に算出されているのでしょうか。

【事務局】

どれだけの職員の負担がかかっているかということを、前年度までは予算事業分担表というものを作成して、一つの予算事業にどれだけの職員の負担がかかっているかを各課で算出していました。今年度は、予算事業分担表を作成していませんが、それを引き続き準用した形で人数の設定をしています。

予算事業分担表というのは、事業別行政コスト計算書の基礎資料として作成した表です。一

つの予算事業についてどれだけの職員の負担がかかっているかというのを算出するものです。

【委員】

一つ目に、内部評価シートの評価欄の効果的・効率的な視点についてです。費用対効果を踏まえて評価するということですが、この点についてもう少し具体的にご説明をお願いします。

【事務局】

まず、効果的・効率的な視点についてです。先ほどの説明では、手段欄や27年度の主な実施内容等欄を参照してほしいと説明しましたが、確かに、これだけではなく、例えば、効果という意味では目標設定の達成状況をご参照いただき、現在の手法でどれだけの効果があるのかを確認していただければと思います。

また、費用対効果については、事業経費欄を見ていただいて、年間を通じてどれほどの経費がかかっているかを踏まえて評価をするということになりますので、効果的・効率的な視点については、1ページ全般の内容が関わってきます。

【会長】

今のご質問にあった、効果的・効率的な視点については、なかなか難しい問題だと思います。

内部評価実施結果報告書の中で、効果的・効率的な視点の評価の理由を読んでいただくと、納得できるものもあれば、できないものもあると思います。

内部評価を区民の視点で見たときに、納得できるかどうかを率直に議論していただくとよいかと思います。

【委員】

内部評価シートの評価の理由は、我々外部評価委員が記入するものなのでしょうか。

【会長】

内部評価シートは区が記入するものです。それを踏まえて、外部評価事業別チェックシートを我々が記入します。

事務局は再度説明をお願いします。

【行政管理課長】

資料10「評価の流れとポイントについて」をご覧ください。1ページ目、2ページ目が内部評価シートであり、区が内部評価を行うに当たって記入するものです。

区が記入した内部評価シートを、委員の皆様にはヒアリング前にお読みいただき、それを基にヒアリングで質問などをしていただいて、区の内部評価の疑問点を解消していただきます。ですので、内部評価シートは皆様が読んでいただくものです。

3ページ目が外部評価事業別チェックシートになります。これは、委員の皆様が記入するものです。皆様に記入していただいたものを基に部会での取りまとめを行っていただいて、4ページ目の外部評価実施結果報告書として最終的に公表します。

【会長】

委員の皆様が一番大変な作業は、内部評価の確認です。これを丹念に読んで、区民としてどう思うかということを考えていきます。そこが一番大変な作業であると同時に、やりがいのあ

る作業だと思います。

【委員】

意見のキャッチボールという言葉がよく出てきますが、それが非常に大事な作業になるということが分かりました。その上でお聞きしますが、内部評価を外部評価するということですが、もともと内部評価は事業そのものについて評価を行っているのだから、外部評価としても事業そのものを評価しなければならないのではないのでしょうか。

【会長】

事業の要不要については、議会と区長が判断するものであり、そのことを前提に、我々が内部評価を外部評価するということです。

【委員】

しかし、我々の記入した意見がどうしても事業そのものに対するものになってしまうと思うのですが。やはり、内部評価に対して意見をすることなのですか。

【会長】

はい、それは大原則です。どうしてもということであれば、その他意見欄を使っていくことになります。

【委員】

内部評価シートの関係法令等欄ですが、こちらには、新宿区の条例等が全て書かれてくるものと思うのですが、全てチェックしなければならないのでしょうか。

【事務局】

区の条例が全て書かれるということではなくて、この事業の関係する条例や個別計画等がこの欄に入ってきます。

【委員】

国の法律も入ってくるのですか。

【事務局】

事業によっては入ってきます。

【委員】

いろいろなものがここに入ってきてしまうということですね。そうすると、この欄をチェックするのは我々には難しいかと思います。

【行政管理課長】

内部評価シートについては、できるだけ分かりやすいように作成しています。この内部評価シートをお読みになって、もし分からないような点があれば、この関係法令等を参考にさせていただこうということで、この欄を設けさせていただきました。基本的には、そうしなくても分かるように内部評価シートを作成しています。

【会長】

では、ここで一旦、次第1を打ち切って、次第2に進ませていただいて、また戻りたいと思います。

それでは、次第2です。「区の財政について」です。あらゆる事業の実施基盤となっている財政の現況を知ることが、評価を行う上で非常に重要だということでご説明いただくものです。

新宿区の財政の置かれている現状や課題を知ること、我々の行う外部評価も更に一步踏み込んだものとする事ができると思われます。

今回、新宿区の財政状況について、財政課長がご説明くださるということです。質問の時間も若干あるということです、我々の区の財政についての見識を深めたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いします。

【財政課長】

おはようございます。財政課長です。

それでは、新宿区の財政状況についてご説明します。

お手元に「新宿区の財政」というパンフレットをご用意させていただきました。本日はこの資料を使って、平成28年度予算と平成26年度決算から区の財政状況をご説明します。

最初に、平成28年度の新宿区の予算について、ご説明します。パンフレットの1ページをご覧ください。1ページの上段に、一般会計及び三つの特別会計を合わせた円グラフを掲載しています。4会計を合わせた額は、2,200億円です。平成27年度が2,160億円でしたので、前年度と比較しますと、40億円、1.9%の増となっています。

一般会計は、1,454億円で対前年度25億円、1.7%の増となっています。2年連続で1,400億円台となり、過去最高となっています。

国民健康保険特別会計は、438億円で対前年度比8億円、1.9%の増となっています。

介護保険特別会計は、241億円で対前年度比7億円、3%の増となっています。

後期高齢者医療特別会計は、昨年度と変わらず67億円となっています。

以上、新宿区には四つの会計がありますが、本日は、一般会計についてご説明します。

最初に、歳入の面から説明させていただきます。1ページの下の円グラフをご覧ください。

平成28年度の一般会計歳入の一般財源ですが、こちらは、使い道が特定されず、どのような経費にも使用できる財源です。景気回復による企業業績、雇用環境の改善により、特別区税が431億円で対前年度11億円、2.6%の増となっています。

また、ほかの一般財源では、地方消費税交付金が123億円となり、こちらは対前年度で、6億円、5.1%の増となっています。

これらにより、財源不足を補うために取り崩す財政調整基金、つまり区の貯金からの繰入金金は25億円となり、対前年度比で3億円圧縮することができ、11.6%の減となっています。

依然として、財源不足が生じていることには変わりはありませんが、28年度予算では、前年度と比較して、貯金からの取崩しを少なくすることができました。

次に、特定財源では、都支出金が対前年度3億円、2.9%の減となる104億円、国庫支出金は、国民健康保険基盤安定費等の増により、1億円、0.3%増の285億円となっています。

また、道路占用料等の改定により、使用料及び手数料が3億円、8.0%増の39億円、減債基金からの取崩し額の増等により繰入金が14億円、84.5%増の31億円となっています。この結果、

特定財源の総額は、前年度と比較し、9億円、1.7%の増となる 544億円となっています。

以上が28年度の一般会計歳入の状況です

次に、一般会計を歳出から見てみたいと思います。

歳出予算を、目的別と性質別に分けてグラフにしたものが2ページ上段のものとなります。

左側の性質別から見ていきますと、法令の規定、又はその性質上支出が義務付けられているなど、任意に削減できない経費として義務的経費があります。

義務的経費は、扶助費、人件費、公債費の三つがありますが、28年度予算の一般会計における義務的経費は、770億円となり、対前年度比で17億、2.2%の増となっています。その内訳は、職員退職手当の減等により人件費が3億円、1.1%の減となりましたが、保育委託費や障害者自立支援給付費等の増により扶助費が15億円、3.3%の増、特別区債の元金償還の増等により、公債費が5億円、19.1%の増となっています。

次に、投資的経費ですが、こちらは、（仮称）漱石山房記念館の建設、愛日小学校の建設などの増がある一方、区営住宅再編整備や西富久子ども園建物買収などの事業が終了したことにより、対前年度18億円、11.4%減の140億円となりました。

その他の一般事業費ですが、主なものと、保育園や学校などの施設管理経費等の増により物件費が15億円、5.5%増の296億円となっています。

以上が、性質別に見た歳出予算です。

次に、目的別から見た歳出予算です。こちらは、予算を行政目的に応じて区分したものです。この分類によって、自治体の行政施策の動向、部門別・事業別にどのように経費が投入されているかが分かります。

福祉費が426億円、29.3%と一番大きく、以下、子ども家庭費、土木費、健康費、教育費と続いています。

これをもう少し分かりやすくイメージできるように、1万円あたりの内訳をお示ししています。こちらは、区の28年度一般会計が仮に1万円だった場合、それぞれどのような内訳、構成となるのかを示したものです。仮に1万円だった場合、福祉費には2,930円、子ども家庭費には1,759円、土木費には1,018円を使っているという感じです。1万円のうち5,707円がこの三つの分野に充当しています。つまり、約6割弱がこの三つの経費による歳出だということです。

また、その下にお示ししているのが、区民一人あたりの経費です。例えば、区民一人あたりでは、福祉費で12万7,288円の歳出があります。福祉にかかる経費がかなりの割合を示していることがお分かりいただけるかと思います。

以上が、28年度一般会計予算についてです。

次に、平成26年度一般会計の決算の数字から、新宿区の財政規模をご確認いただきたいと思います。6ページの財政規模と区税収入のところをご覧ください。

こちらは、平成8年度以降の「歳出総額」と「特別区税収入額」をグラフで表したものです。

平成26年度の歳出総額は、1,351億円となっています。また、ここ5年間の平均額を見てみますと1,309億円となっており、平成26年度の歳出規模はこれまでで2番目に大きい額となっています。

ます。

一方、歳入ですが、ここでは、歳入の構成比で最も大きい特別区税について、ご説明します。

特別区税は、特別区民税、たばこ税、軽自動車税の合計額ですが、平成26年度は424億円となっています。平成12年には344億円まで落ち込みましたが、平成18年度に410億円、平成19年度に417億円となり、400億円台に回復し、以降、リーマンショックの影響などがありましたが、ここ数年は400億円前後で推移しています。

また、参考までに申し上げますと、歳入決算総額のここ5年間の平均は1,346億円となっています。平成26年度の歳入決算は、1,391億円で、参考までに前年度と比較しますと、56億円、4.2%の増となっています。

以上、26年度一般会計の決算の数字から、区財政の規模や状況等をご確認いただきました。

次に、区債と基金についても簡単にご説明させていただきます。

区債は、公共施設の整備などのために区が借り入れた借入金です。財政支出と財政収入の年度間調整、区民負担の世代間公平のための調整、一般財源の補完などのため借り入れるものです。

区債残高ですが、平成10年度に554億円ありましたが、平成26年度には203億円まで減少し、16年連続で前年度末残高を下回っています。

一方、区の貯金である基金ですが、リーマンショック以降の長い景気の低迷を支えてきたことなどにより、平成20年の594億円から平成25年度まで減り続けていましたが、平成26年度はようやくプラスに転じ、336億円となっています。

現在、基金残高は区債残高を133億円上回っており、区は一定の財政対応力を確保していると言えます。しかし、今後更に進む高齢社会、区が保有する施設の更新、震災などへの対応などを考えると、基金残高が十分であるとは言えません。区債と基金については、引き続き、世代間の公平性や後年度負担などに十分配慮しながら、効果的に活用していきたいと考えています。

以上が、区債と基金の残高についてです。

5ページをご覧ください。

ここからは、平成26年度の決算額をベースに算出した指標によって、区財政の状況をご説明します。

最初に、実質単年度収支から見る区財政です。財政の黒字・赤字をみる時は「実質単年度収支」という指標を使用します。新宿区の平成26年度の実質単年度収支は15億6,800万円となっていますが、これは、平成26年度決算が約16億円黒字であったことを示すものです。

実質単年度収支は、平成25年度に5年ぶりに黒字に転じ、平成26年度も2年連続で黒字となりました。平成21年度から平成24年度までの4年間は、リーマンショックの影響などもあり、区財政は赤字となっておりましたが、平成25年度、平成26年度は黒字となっています。

実質単年度収支について、もう少しご説明しますと、区は、財政運営を基金、いわゆる区の貯金ですが、これを取り崩したり、積み立てたりしながら行っています。この基金の中に財政

調整基金という基金があります。簡単に申し上げますと、財源の年度間調整、つまりある年度の余剰を積み立て、別の年度の不足に充当するような年度間の調整をする基金があります。

実質単年度収支は、この基金への積立てや、基金からの取崩しを行わなかったものとして、基金による年度間の調整を行わない、つまり基金に頼らないで、単純に区に入ってくるお金である歳入決算額と区から出ていくお金である歳出決算額との差し引きにより算出した場合の収支を表したものとご理解いただければと思います。

ちなみに、ここ2年度で黒字となった要因をご説明させていただきますと、歳入面で言えば、景気の回復を受け、企業収益や雇用情勢が改善したことで、特別区民税や特別区交付金などの歳入が増となったことがあります。一方、歳出面で言えば、定員適正化計画による人件費の削減や民間委託の推進、決算実績などを踏まえた事務事業の見直しや執行面での経費節減など、区の内部努力により、歳出を抑制したこと等によるものです。

次に、財政構造の弾力性を示す経常収支比率をご説明します。この指標は、人件費、扶助費、公債費、物件費など、毎年決まって出ていく経常的な経費が、特別区税や特別区交付金などの経常的に収入される、使途が限定されない一般財源の総額に占める割合を示した数値です。

この指標の意味するところですが、数値が高いと、毎年使途が決まって出ていく経費の割合が高いということですから、様々な施策や事業に自由に充当できる経費が少ないということになります。新たな行政需要などに対しても、柔軟かつ機動的に動きづらい財政構造になっているということになります。

ちなみに、経常収支比率の適正水準値は、70%から80%と言われていますが、パンフレットのとおりに、新宿区の平成26年度の経常収支比率は83.9%であり、やや硬直化している状況にあります。

しかし、ここ5年間の数値を見てみますと、口頭で申し上げますが、平成22年度が87.8%、平成23年度が88.1%、平成24年度が88.9%、平成25年度が86.5%、平成26年度が83.9%で、ここ5年間では最も低い数値となっており、改善傾向にあります。区は、引き続き、財政構造に弾力性を持たせ、新たな区民ニーズ等に対応できるよう取り組んでいきます。

次に、公債費負担率です。この数値は、地方債の元利償還金等に充当された一般財源が、一般財源の総額に対して、どの程度の割合になっているかを示す指標です。元利償還金等にかかる経費を公債費と言いますが、この数値では、この公債費がどの程度一般財源の使い道の自由度を制約しているかを見ることにより、同じく財政構造の弾力性を判断することができます。

平成26年度は満期一括償還などもあり、対前年度比では、0.5ポイント上昇していますが、ここ数年で償還も進んだことから23区平均に近づいています。

以上が、実質単年度収支、経常収支比率、公債費負担比率からみた区財政の状況です。

ここまで、新宿区の財政状況を28年度当初予算、26年度決算からご説明しました。区の歳入は景気の回復により、企業の業績、雇用環境等の改善傾向にありますが、これらの財源は景気に左右されやすく、また、区の歳入の減少につながる税制改正も予定されていることから、楽観視することはできません。また、リーマンショック以降の景気低迷の影響を下支えしたこと

などにより、区の基金残高はピーク時と比較して大きく減少しています。さらに、義務的経費も大きく減少しておらず、区財政は硬直した状況にあります。

こうした状況にあって、高齢社会の進展、防災・安全安心対策への取組、区有施設の更新など様々な行政需要、行政課題に対応していかなければなりません。そのためには、言うまでもなく、安定した財政基盤を確立することが不可欠です。このことを十分に認識した上で、引き続き、公共サービスのあり方の見直しや定員適正化などの行財政改革に、積極的に取り組むとともに、区税や保険料等の増収対策、徹底した経費の削減と事務事業の見直しを行うことで、より一層の効果的、効率的な区政運営に行っていきたいと考えています。

説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

もし、ご質問等ありましたらお願いします。

【委員】

特別会計の負担が区民にとっては大きいと思います。他の区との関係もあると思いますが、特別会計の3会計を軽減するような方向性は取れないのでしょうか。

【財政課長】

この3会計ですが、保険料だけで賄っているものではございません。当然、区の負担もありますし、国や都からの補助金もあります。保険料と給付とのバランスをとると、区の負担はどうしても膨らんでいってしまうものではあります。より適正な負担と保険給付等を目指しながら、なるべく負担が大きくならないように、一生懸命取り組んでおります。

【委員】

消費税が10%にはならないらしいので、もっと負担が多くなるのではないのでしょうか。その点についてはいかがお考えでしょうか。

【財政課長】

消費税の増額分は、全て社会保障に充てる取り決めになっています。消費税増額に伴って、区の歳入における消費税は大きく上がっています。そちらについては、国民健康保険や介護保険の負担の軽減のために使わせていただいています。また、保育や障害者の施策にも充当しています。しかし、これらのサービスに係る経費が今以上に増大すれば、その可能性はあります。

【委員】

財政調整基金を投入するという案はないのでしょうか。

【財政課長】

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などの特別会計に一般会計から繰出金という形で不足額を充当しています。

【委員】

財政の基本は、区民の負担をなるべく軽くすることだと思います。期待しています。

【委員】

ご説明ありがとうございました。

目的別の歳出予算についてですが、福祉費、子ども家庭費、土木費の三つが約6割だというお話がありました。福祉費と子ども家庭費のもう少し詳しい内訳を教えてください。

【財政課長】

例えば、福祉費で申し上げますと、大きいものでは生活保護費があります。ほかにも障害者や高齢者に対する施策に充てるものが大きいです。申し上げた三つが主なものになります。

子ども家庭費ですが、保育、子育て等に係る経費がこちらに入っています。保育園の建設や、私立保育園への委託費、こども園や学童クラブに要する経費も子ども家庭費に入っています。

【委員】

平成28年度一般会計の歳入の当初予算の内訳ですが、特別区税29.7%、431億円とあります。前年度と比べて増えていたかと思いますが、その要因を教えてください。

つまり、区の住民の数はそれほど増えていないと思いますが、特別区税が増えるのはなぜでしょうか。

【財政課長】

納税義務者数が増えているということがあります。人口ではなくて、納税義務者です。例えば、今まで非課税だった方が、景気が良くなって仕事を始めて、その方に課税できるようになった、あるいは、収入が上がって課税額が大きくなったといったようなことがあります。ですので、景気や雇用環境の改善によって、と申し上げたのは、そのことによるものです。

【委員】

経常収支比率と公債費負担比率ですが、23区中それぞれ低い方から14番目、18番目ということですね。この推移は妥当なものなのでしょうか。

それから、経常収支比率を改善するということは、いろいろな事業にもつながっていくものと思いますが、いかがですか。

【財政課長】

経常収支比率はかなり改善されてきてはいるのですが、そうは言っても、適正水準から見れば、やや硬直化している状況です。

この数値を改善していくには、やはりその分母となる歳入の部分に力を入れていく必要があります。それから、分子、つまり歳出を抑えていく必要があります。こちらについては、例えば、行政評価の中で事業等をしっかりと見直す、また、例えば、定員適正化計画などにより人件費等の見直しなども図っていくといったことで、歳出を抑えていけば、この比率は確実に改善していきます。そういったところを視野に入れ、全庁もって取り組んでいます。

【委員】

滞納者に対する取組の強化などはされているのでしょうか。

【財政課長】

納税催告センターや滞納整理班などにより、滞納の整理を行っています。最近の景気の改善が一方でありつつ、区の職員の努力等も当然あり、滞納整理というのはここ数年ではかなり進

んでいると聞いています。

【委員】

目的別の歳出予算の1万円当たりの内訳ですが、保育園の建設などは土木費に入れられているのでしょうか。あと、区によって分け方が違うといったことはありますか。

【財政課長】

これは目的別ですので、保育園の建設となりますと、子ども家庭費に入ります。これは共通の分け方です。ただ、性質別で分類すれば、建設関係は全て同じ分類になります。

【委員】

子ども家庭費ですが、民生費という括りだと福祉費や子ども家庭費も含めるのが一般的ではないかと思いますが、あえて福祉費と子ども家庭費に分けているというのは、何か理由があるのでしょうか。

【財政課長】

全国共通で比較を行う際には、普通会計により比較します。普通会計には、民生費という項目があり、福祉費や子ども家庭費等はそこに入ります。

また、一般会計予算ですが、各区によって予算の項目が異なります。そのため、子ども家庭費というのは新宿区にはございますが、ほかの区ではないということもあります。

ですから、今回お示ししたのは、あくまで新宿区としての仕訳とご理解いただければと思います。

【会長】

今、ふるさと納税による税源流出が問題になっていますが、新宿区においても相当の影響があるのではないのでしょうか。この問題について行政としてどのようにお考えでしょうか。

【財政課長】

新宿区への影響は現在集計中です。

ただ、納税と言っても、基本的には寄附金です。例えば、新宿区は（仮称）漱石山房記念館の建設に当たって基金を設けています。ふるさと納税とはうたっていませんが、そういった類のものとして扱うことは可能かと思います。

行政としての見解というのは、私からはここで申し上げるのは控えさせていただきます。

【会長】

税としてはやや変則的なもので、政治的な決定をされているような税なので、行政としては少しコメントしにくいということかと思います。

【委員】

都区財政調整制度ですが、税金が一度都に集められて、それを23区で分けるということです。それをどのように分けたのでしょうか。そのうち、新宿区へはどのくらい入ってくるのですか。

【財政課長】

大体どのくらいの割合かということだけを申し上げますと、平成27年度当初の算定ですと、財政調整の原資が1兆7,585億円で、固定資産税と市町村民税法人分です。特別土地保有税はほ

とんどございません。都の財源として45%、23区で55%を振り分けます。この55%の中での新宿区の割合はおおむね3%です。

【会長】

では、お時間となりましたので、ここまでとします。

財政課長、ありがとうございました。

【財政課長】

ありがとうございました。

【会長】

それでは、次第の1に戻って、まだ質問があればお願いします。

【委員】

計画事業と経常事業の違いをもう一度お願いします。

【事務局】

経常事業は、計画事業以外の、区が経常的に行っている事業です。

計画事業は、期間等を定めて、計画的かつ優先的に行う事業です。

第二次実行計画期間においては、4年間に渡って経常事業全てを評価しましたが、第三次実行計画においては、計画事業のみ評価を行います。

【委員】

計画事業は、年度によって事業内容が変わってくることがあるということですね。

【事務局】

事業によっては計画を見直して、事業の方向性を変えていくということもあります。

【委員】

ヒアリングにおける所管課長の事業説明は10分ということですが、事業の概要説明なのでしょうか。それとも、内部評価に関しての説明なのでしょうか。

また、年度の後半では行政評価の手法等の検証を行うということですが、2か年で検証、審議し、答申した結果は、その後の平成30年度以降の行政評価のやり方に関係してくるということでしょうか。

【事務局】

まず、ヒアリングにおける所管課長の事業説明ですが、基本的に内部評価シートに従っての説明になります。事業の目的から、その事業の手段などをお話しし、どうしてこのような評価に至ったかということを説明させていただきます。説明に当たっては、内部評価シートの記載事項をただ読み上げるだけではなく、ここに書いていないような事項を適宜補足して説明します。

あと、行政評価の手法等の検証ですが、平成30年度以降の新しい総合計画に合った行政評価制度としていくために行うものです。検証して、答申をしていただいた結果、その新しい行政評価手法に基づいて平成30年度以降取り組んでいきます。検証結果によっては平成30年度からすぐが変わるというわけではないのかもしれませんが、基本的には平成30年度以降、答申して

いただいた結果を行政評価制度に反映していこうと考えています。

【会長】

所管課長の説明は、とにかく我々に分かるようにしていただくというのが基本で、分かりにくいようであれば、我々としては意見を言うべきだと思います。

それでは、ここで方針案の決定をしたいと思いますが、それに当たって二つ確認をします。

一つは、ヒアリングの際に事務局による体系説明を行うかどうかということです。第二期において、新宿区の施策体系における事業の位置付けが分かりにくいということで、事務局による体系説明を導入しました。結局、定型的な説明になってしまいますので、それ以上の説明、つまり、本当に我々が知りたい具体的な体系説明については、事業に応じて、所管課長に聞くのが良いかと思います。これは、今まで行ってきた実感です。ですので、事務局による体系説明は省略し、その分質疑応答を充実させるということによろしいでしょうか。

それから、外部評価事業別チェックシートですが、資料13の様式で今年度も行うということによろしいでしょうか。いかがでしょうか。

<異議なし>

【会長】

では、これをもって、平成28年度の評価方針を決定したいと思います。

本日、これで閉会します。ありがとうございました。

<閉会>